

「詐欺的な定期購入商法」の規制を強化

～「最終確認画面」で確認を～

通信販売サイト等で「1回目90%OFF」「初回実質0円(送料のみ)」など通常価格より低価格で購入できることを広告する一方で、定期購入が条件となっている健康食品、化粧品、飲料の通信販売に関する相談が、全国の消費生活センター等に引き続き多く寄せられています。

令和3年には、全国で4万6,734件の相談が寄せられており(「令和4年版消費者白書」から)、県消費生活センターにも多くの相談が寄せられています。

このような状況を受け、今年6月1日、「詐欺的な定期購入商法」の規制が強化された「改正特定商取引法」が施行されました。販売業者等には、「定期購入」になること等を、最終確認画面等で明確に表示することが義務付けられました。

具体的には、販売業者等は、販売サイトの「最終確認画面」において、顧客が「注文確定」の直前段階で分量、販売価格・対価、支払の時期・方法、引渡・提供時期、申込期間(期限のある場合)、申し込みの撤回・解除に関する事などの契約の申込みの内容を、簡単に最終確認できるように表示することを義務付けています。

また、販売業者等の誤認させるような表示等により、誤認して申込みをした消費者は、申し込みの意思表示を取り消すことができるようになりました。

低価格であることを強調する広告を見て、1回だけのつもりで商品を注文していても、「定期購入」が条件となっていて、総額として数万円等、注文時に想定した以上の金額を支払うことになるケースがあります。中には、2回目から分量が多くなったり、高額になったりする場合もあります。

また、「定期縛り無し」「いつでも解約可能」という表示をみると、継続期間や購入回数が決まっていない「定期購入」という印象を持ててしまいますが、実際には、初回の低価格の商品のみ購入して2回目以降を解約するときは、違約金等を請求されるケースがあります。必ず、「最終確認画面」で、次のような点を確認しましょう。

「最終確認画面」のチェックリスト

- 定期購入が条件になっていませんか？
- (定期購入が条件になっている場合) 継続期間や購入回数が決まられていませんか？
- 支払うことになる総額はいくらですか？
- 解約の際の連絡手段を確認しましたか？
- 解約または返品できるか、解約できる場合はその条件、返品できる場合はその条件(返品特約)を確認しましたか？
- 利用規約の内容を確認しましたか？
- 「最終確認画面」をスクリーンショットで保存しましたか？

さらに未成年者の場合は次の点も確認してください。

- 販売サイトに「法定代理人の同意を得ている」のチェック欄があった際は、同意を得てチェックを入れていますか？
- 年齢や生年月日を成人であると偽らず、正確に入力して申し込んでいますか？

筆者ひとこと

通信販売を利用される際には、販売条件をよく確認してから申し込みましょう。広告の中に表示されている条件については、申込者が合意の上で申し込んだことになります。申込み前に、広告の表示をしっかりと確認するようにしましょう。不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、すぐに最寄りの消費生活センター等へ相談しましょう。

(県消費生活センター)